

環境省「環境デュー・ディリジェンス普及セミナー」

【調査報告】

# 環境デュー・ディリジェンスに 関する海外政策動向と 日本企業の取組実態

2021年2月22日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

サステナブルビジネス戦略センター(CSBS)

---

# 海外政策動向について

# デュー・ディリジェンスに関連する既存の法制度

欧米では、企業に対して、サプライチェーンを対象とするデュー・ディリジェンス(DD)の実施や情報開示を義務付ける法制度が導入されている。

国・地域名	法律名	年	概要
米国	レイシー法(改正)	2008	米国への違法木材の輸入禁止、および輸入業者に対して違法木材の輸入に関するDD実施を義務化。
	ドッド・フランク法	2010	上場企業に対し、紛争鉱物の使用に関する情報開示を義務化。
	カリフォルニア州 サプライチェーン透明法	2010	小売・製造業に対し、サプライチェーン上の人身売買と児童労働の現代奴隷制に関するDDの情報開示を義務化。
EU	木材規則	2013	EUへの違法木材の輸入禁止、および輸入業者に対して違法木材の輸入に関するDD実施を義務化。
	非財務報告指令	2014	大企業に対し、環境、社会・従業員、人権尊重、腐敗防止に関する情報開示(DD方針・プロセスやサプライチェーン課題含む)を義務化。
	紛争鉱物規則	2017	未精錬の紛争鉱物輸入業者に対し、DD実施と情報開示を義務化。
英国	現代奴隷法	2015	英国で事業を展開する大企業に対し、現代奴隷制及び人身売買に関するDDの情報開示を義務化。
フランス	企業注意義務法	2017	大企業に対し、人権や環境等の幅広い社会課題に関するDD実施と情報開示を義務化。
オランダ	児童労働デューディリジェンス法	2019	オランダで最終消費者に製品・サービスを提供する企業に対し、サプライチェーン上の児童労働に関するDD実施と情報開示を義務化。(2022年より施行予定)

# 環境デュー・ディリジェンス義務化の最新動向：欧州

## <EUレベル>

サステナブル・ファイナンスやサステナブル・コーポレートガバナンスに関する施策の一環として、環境分野を含むデュー・ディリジェンス(DD)の実施義務化検討が進行。

2020年

2月

- ✓ 欧州委員会が、サステナブル・ファイナンス行動計画(18年3月採択)に基づき、欧州のDD実態調査と将来的な規制案への提言を取りまとめた報告書を公表。
- ✓ これを受けて、レンデルス司法担当欧州委員は、2021年に向けてEUレベルでの環境・人権に関するDD実施義務化に向けた立法イニシアティブを立ち上げる方針を表明。

10月

- ✓ 欧州委員会が、サステナブル・コーポレートガバナンスに関する指令の導入に向けたパブコメを実施(2021年2月×切)。指令の構成要素として、取締役の注意義務と環境分野を含むDD実施義務化を想定。

12月

- ✓ 欧州理事会が、欧州委員会に対して人権・社会・環境DDの基準と透明性促進に関する行動計画を策定するよう求める決議を採択。
- ✓ 欧州議会が、欧州委員会に対して人権・社会・環境DDの実施義務化を含むコーポレートガバナンスに関する指令の検討を進めるよう求める非立法報告書を採択。

2021年

1月

- ✓ 欧州議会の法務委員会が、欧州委員会に対して人権・環境・ガバナンスに関するDDの実施を義務化する指令案の策定を求める報告書を採択。3月に本会議にて決議される予定。

# 環境デュー・ディリジェンス義務化の最新動向：欧州

＜欧州各国＞国レベルで独自にデュー・ディリジェンス(DD)の実施義務化を検討。OECD多国籍企業行動指針やビジネスと人権に関する国連指導原則に基づく取組状況を踏まえて、環境分野におけるDDや説明責任のあり方を更新する動きも。

国・地域名	年月	概要
オランダ	2019年4月	外務省(「OECD多国籍企業行動指針」の各国連絡窓口)が、OECDガイダンスに照らして、 <b>気候変動に関するDDの考え方</b> (直接・間接排出量をパリ協定目標に整合させることは、気候に与える影響のDDと見なせる)を提示。
	2020年10月	外務省が、「責任ある企業行動(RBC)」の促進施策についてレビューを実施。同国企業の取組が不十分であったことから、公平な競争環境(a level playing field)確保のためにも、 <b>人権・環境DDの実施義務化に向けてEUに働きかける方針</b> を表明。
ドイツ	2020年8月	連邦政府が、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の行動計画(NAP)に基づき、同国大企業におけるDD実態調査を実施。取組が不十分であったことから、 <b>人権・環境・腐敗防止に関するDD義務化</b> に向けて法案を検討中。
英国	2020年8月	<b>森林リスク商品(森林破壊を引き起こす可能性のある商品)に関するサプライチェーンDDの実施義務化</b> についてパブコメを実施(10月×切)。コメントの99%が賛同の立場であったことを受けて11月に法案化。現在、議会にて審議中。
スイス	2020年11月	<b>広範な人権・環境DDの実施義務化と企業の責任条項を含むRBI法案</b> は、国民投票で全体過半数ながら賛同州が半数に達せず否決され、紛争鉱物・児童労働DD実施、及び <b>非財務情報(環境分野・DDプロセスを含む)の開示が義務化</b> 。

# 欧州議会法務委員会(JURI)による デュー・ディリジェンス義務化指令案の概要

## 人権・環境・ガバナンスに関するリスク評価に基づくデュー・ディリジェンス(DD)戦略 の策定、実施、開示を要求。不遵守への当局による是正措置命令や罰則も検討。

※ JURIが原案を採択した段階であり、法制化には今後議会の承認が必要。まだ欧州委員会指令案ではないことに留意。

項目	内容
対象企業	EU域内で設立された企業、およびEU域内で事業活動を行うEU域外の企業 ※零細企業(総資産35万ユーロ未満、売上高70万ユーロ未満、従業員10名未満のいずれか2つを満たす企業)は免除
対象分野	社会・労働の権利を含む人権、 <b>気候変動を含む環境</b> 、ガバナンス
要求事項	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 自らの事業活動及び取引関係が引き起こす、あるいは寄与する<b>人権・環境・ガバナンスのリスクを継続的に特定・評価</b></li><li>✓ リスクを引き起こさない、または寄与しないと判断した場合、<b>リスク評価を含む声明</b>を公表</li><li>✓ <b>リスクを発見した場合</b>、以下からなる<b>DD戦略を確立</b><ul style="list-style-type: none"><li>①発見したリスク、その重大性及び緊急性の特定、②バリューチェーン上の子会社、サプライヤー、ビジネスパートナーの情報(名称、所在地等)、③リスクを停止、防止、または軽減するための方針及び措置、④すべてのリスクに同時に対処できない場合の優先順位付け、⑤戦略の定義に使用した方法論、⑥DD戦略とビジネス戦略や調達方針等との関連や統合</li></ul></li><li>✓ 「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した<b>苦情処理メカニズム</b>を確立</li><li>✓ 事業者が危害を引き起こした、またはその原因となった場合、影響を受ける利害関係者と協議の上で<b>救済策</b>を決定</li><li>✓ 企業の統治機関が<b>DDに必要な資格、知識、専門性</b>を保有(大企業の場合はDD諮問委員会を設置)。</li></ul>
開示義務	<b>DD戦略は事業者のウェブサイト上で公表</b> するとともに、労働者、事業関係者、監督当局に提示 苦情処理メカニズムを通じて提起された懸念及び是正措置を公表し、その進捗状況を定期的に報告
処分・罰則等	当局調査の結果発見された不遵守には <b>改善措置</b> を指示、不可逆的な害が生じる可能性がある場合は事業の一時停止命令も可能。罰則内容は各EU加盟国が規定(不遵守が繰り返し生じた場合は、刑事罰)

---

# 日本企業の取組実態について

- 日本企業に対するアンケート調査結果(概要) -

# 本調査の背景・目的と方法

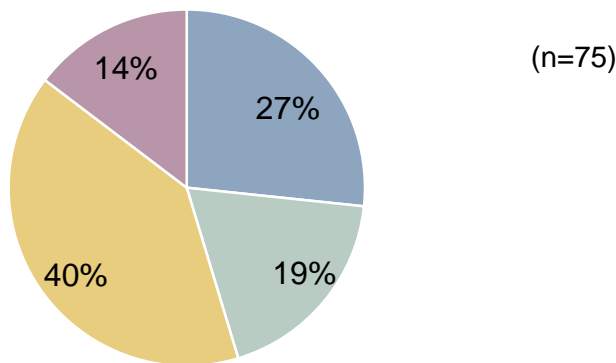
## ■ 背景・目的

- 環境省では、2020年8月、我が国の幅広い事業者が環境デュー・ディリジェンスの入門書として活用できるように、「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」を公表。
- 環境デュー・ディリジェンスの更なる普及・拡大に向けて、ESG経営や環境情報開示に取り組む我が国の事業者を対象に、アンケートによる環境デュー・ディリジェンスの取組実態調査を実施した。

## ■ 調査方法

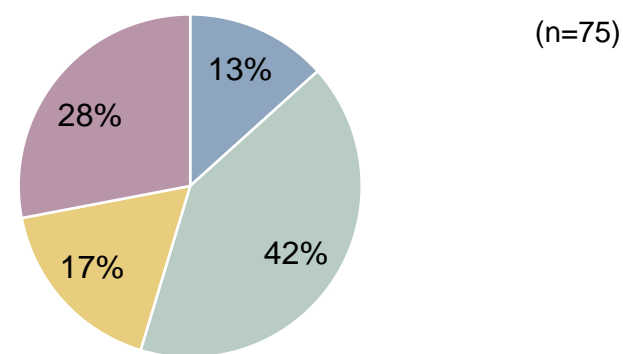
- 調査対象：環境省 環境情報開示基盤整備事業への参加企業 802社（2020年10月30日時点）
- 調査期間：2020年10月2日～10月30日
- 配布・回収数：電子メールにてウェブ上の回答フォームを通知。75社より回答を受領（回答率9.4%）。

回答企業の連結売上高  
(平均値1.2兆円、中央値4.4千億円)



■ 1兆円～  
■ 1,000億～5,000億円  
■ 5,000億～1兆円  
■ 1,000億円以下

回答企業の連結従業員数  
(平均値3.0万人、中央値1.3万人)



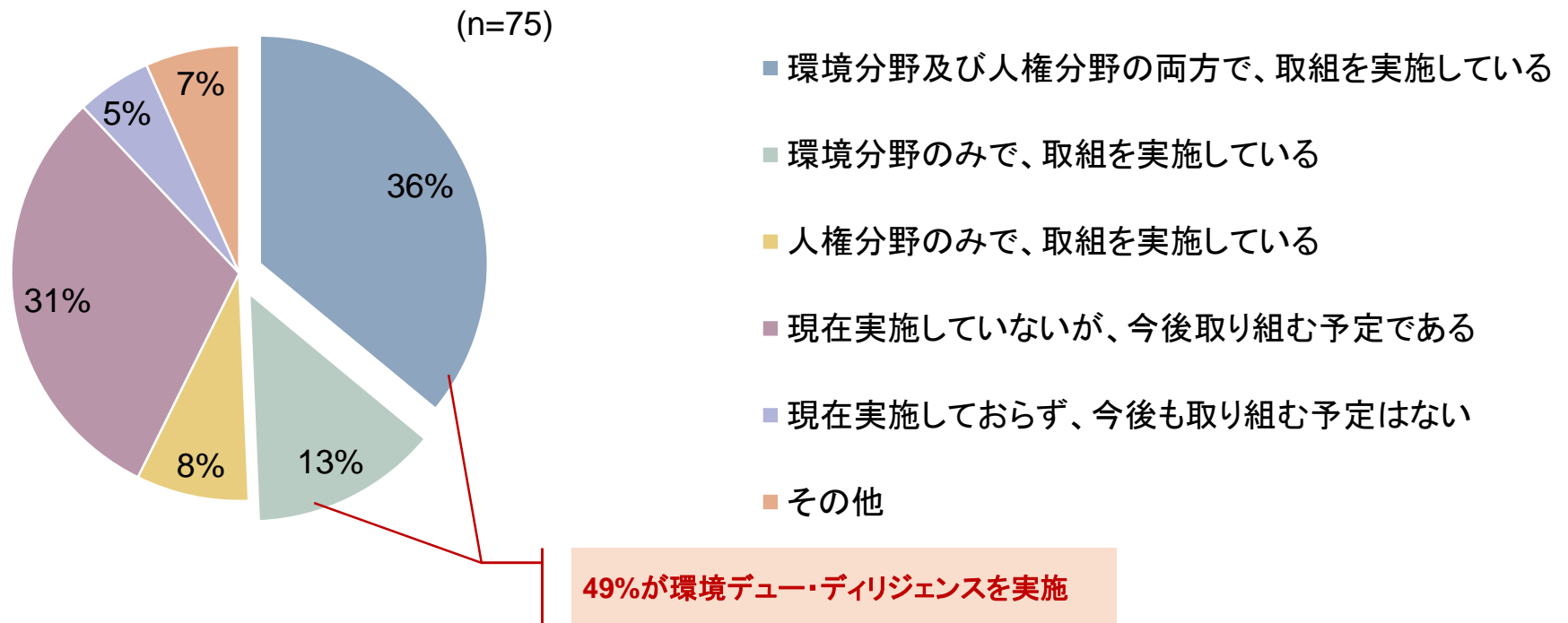
■ 5万人～  
■ 1万～5万人  
■ 5千～1万人  
■ 5千人以下



# デュー・ディリジェンスの実施状況

- 回答企業75社のうち、49%が環境デュー・ディリジェンスを実施している。
- 人権分野も含めると、回答企業75社のうち、57%がデュー・ディリジェンスを実施している。

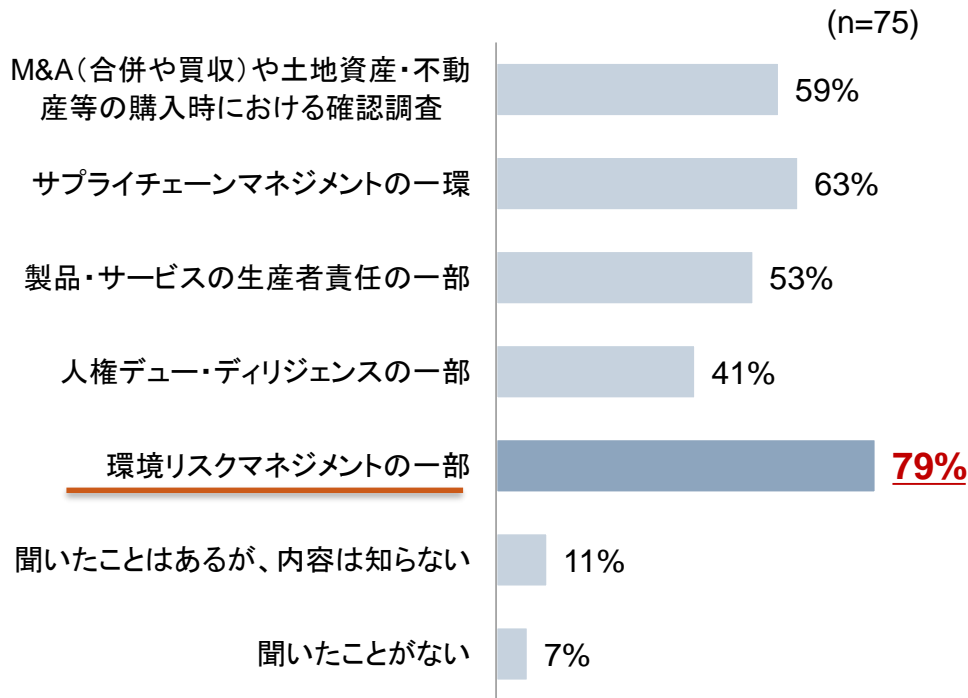
## デュー・ディリジェンスに関する取組状況 (SA)



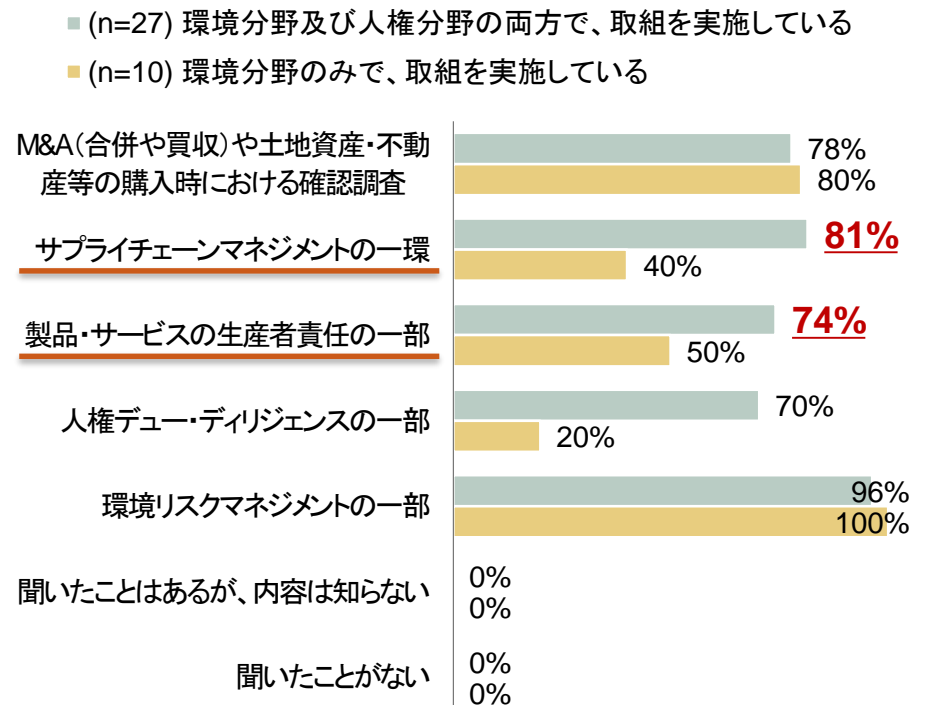
# 環境デュー・ディリジェンスに関する認識

- 回答企業75社のうち、79%が環境デュー・ディリジェンスを「環境リスクマネジメントの一部」と認識。
- 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業は、環境分野のみで実施している企業よりも、「サプライチェーンマネジメントの一環」(81%)、「製品・サービスの生産者責任の一部」(74%)と認識している割合が高く、環境デュー・ディリジェンスの範囲をバリューチェーン全体にわたるものと認識している。

## 環境デューディリジェンスに関する認識（複数回答可）



## 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業と環境分野のみで実施している企業の認識（複数回答可）

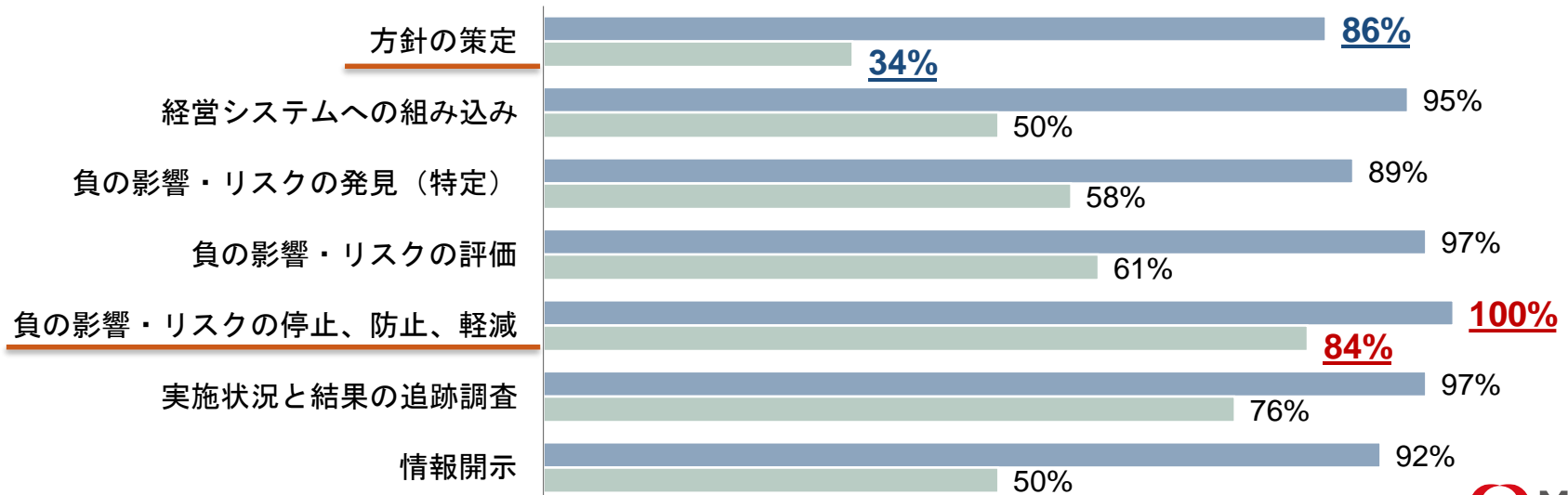


# 環境デュー・ディリジェンスの各要素の取組状況

- 「環境デュー・ディリジェンスを実施していない」企業でも、部分的にDDの取組みを実施していた。
  - 「環境デュー・ディリジェンスを実施していない」又は「その他」と回答した企業の84%は、「負の影響・リスクの停止、防止、軽減」に関する何らかの取組を実施。
- 「環境デュー・ディリジェンスを実施している」企業の100%が「負の影響・リスクの停止、防止、軽減」の取組を実施しているが、「環境デュー・ディリジェンスに関する方針の策定」の実施率はやや低く86%であった。「実施していない」企業でも実施は見られるが、相対的に少数(34%)であった。

## 環境デュー・ディリジェンスの各要素に取り組んでいる企業の割合

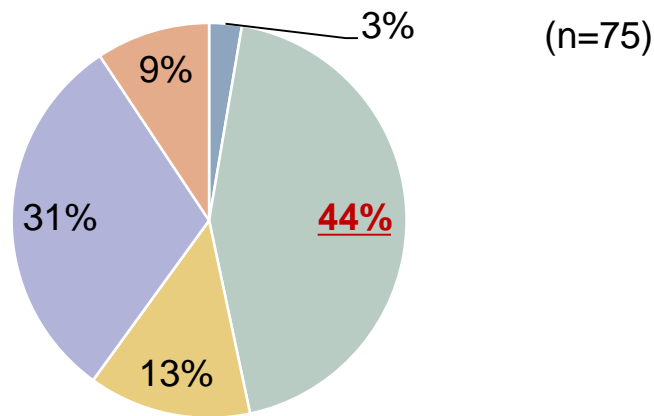
- (n=37) 環境デュー・ディリジェンスを実施している企業
- (n=38) 環境デュー・ディリジェンスを実施していない企業 又は その他



# 環境デュー・ディリジェンスに関する方針の策定状況

- 環境DDに特化した方針を持つ企業は少なく(3%)、「環境方針(環境課題別の方針を含む)にデュー・ディリジェンスの実施に関するコミットが含まれている」を選択した企業が最も多い(44%)。
- 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業では、方針の適用範囲に「主要な／すべての取引先」を含む割合が一定程度あったのに対し、環境分野のみで実施している企業には、適用範囲に取引先を含む企業がなかった。

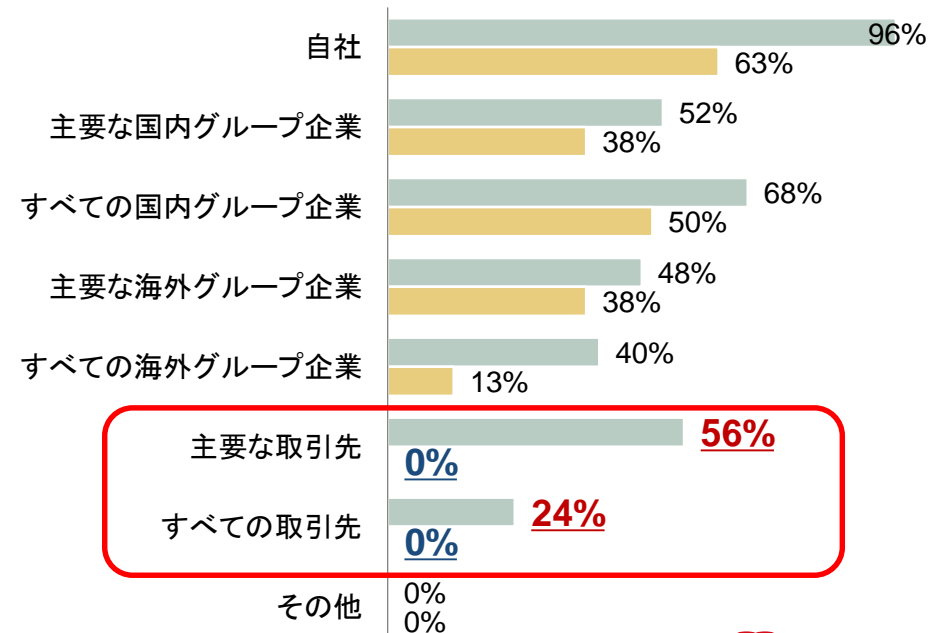
## 環境デュー・ディリジェンスに関する方針の策定状況



- 環境デュー・ディリジェンスに特化した方針を策定している
- 環境方針(環境課題別の方針を含む)にデュー・ディリジェンスの実施に関するコミットが含まれている
- 調達方針に環境分野のデュー・ディリジェンスが含まれている
- 環境デュー・ディリジェンスの実施について述べた方針はない
- その他

## 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンス実施している企業と環境分野のみで実施している企業の方針の適用範囲 (複数回答可)

- (n=25) 環境分野及び人権分野の両方で、取組を実施している
- (n=8) 環境分野のみで、取組を実施している

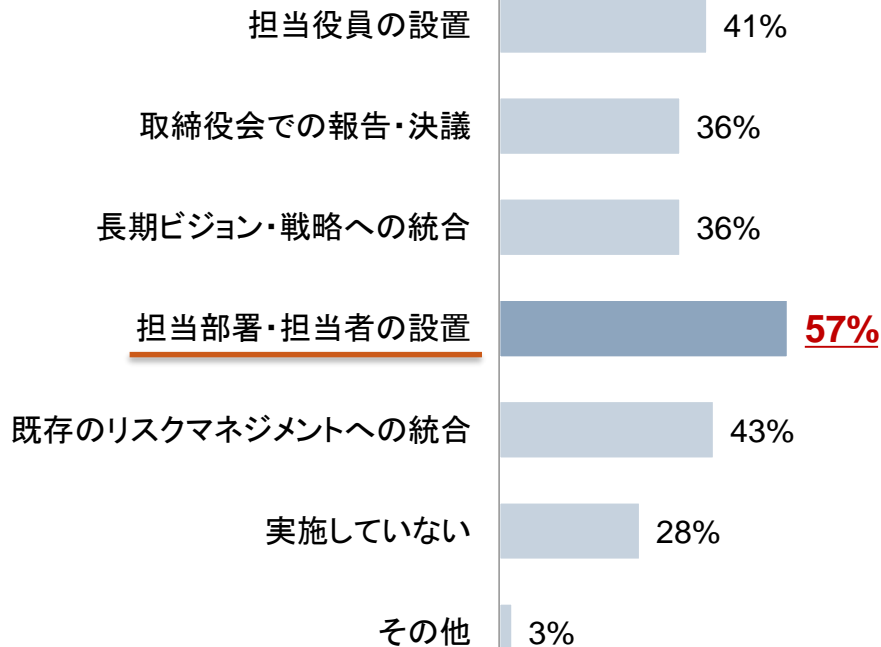


# 経営システムへの環境デュー・ディリジェンスの組み込み状況

- 「担当部署・担当者の設置」を選択した企業が最も多い(57%)。
- 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業と環境分野のみで実施している企業では、「担当部署・担当者」や「担当役員」の設置率で特に差が大きい。また、「長期ビジョン・戦略への統合」についても、環境分野のみで実施している企業では少数派(30%)であった。

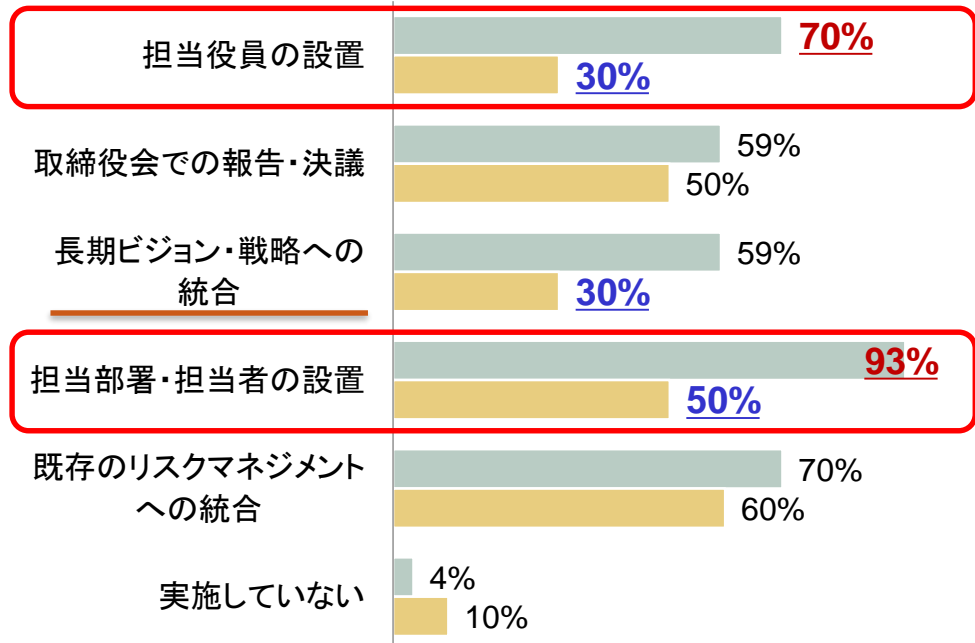
経営システムへの組み込み状況(複数選択可)

(n=75)



環境デュー・ディリジェンスの実施状況別  
経営システムへの組み込み状況(複数選択可)

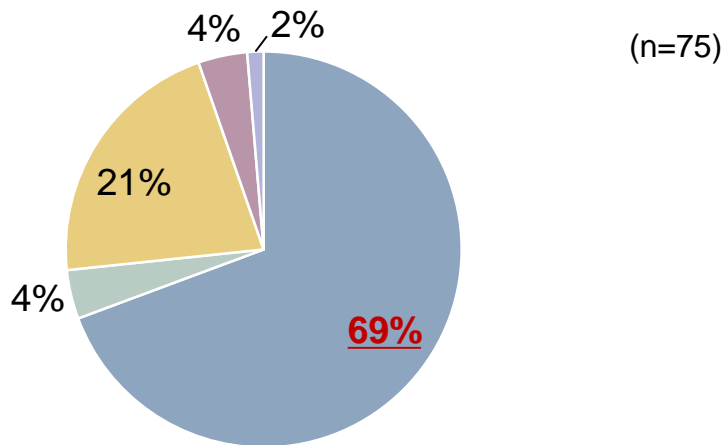
- (n=27) 環境分野及び人権分野の両方で、取組を実施している
- (n=10) 環境分野のみで、取組を実施している



# 負の環境影響・リスクの特定・評価の状況

- 「既に発見しており、定期的にモニタリングしている」を選択した企業が最も多い(69%)。
- 負の環境影響・リスクの発生源について、環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業は、「調達先や取引先」(72%)を特定しているが、環境分野のみで実施している企業では少なかった(38%)。

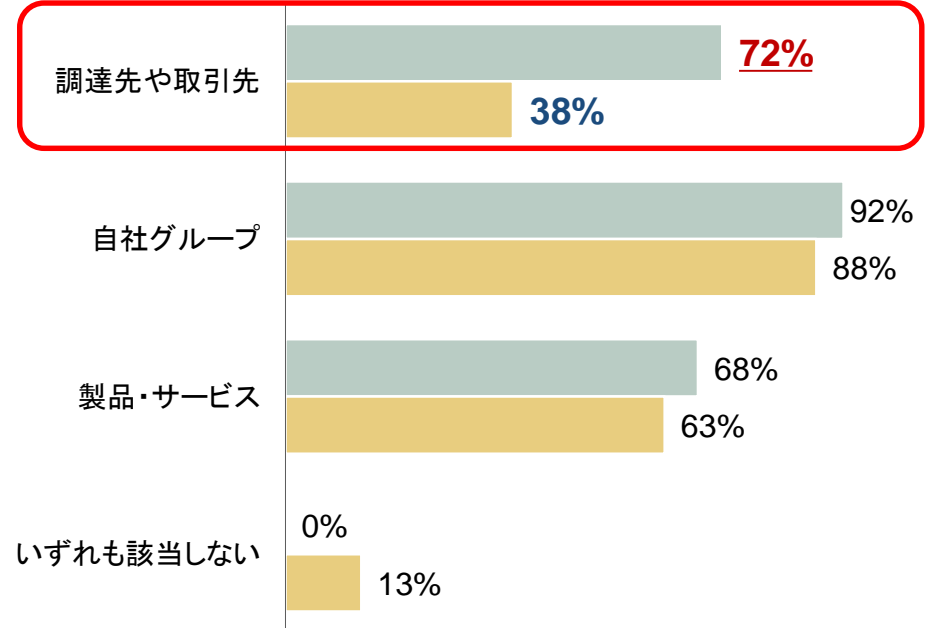
## 負の環境影響・リスクの特定状況



- 既に発見しており、定期的にモニタリングしている
- 既に発見しているが、モニタリングはしていない
- 現時点で発見していないが、発見に向けて取り組む予定である
- 現時点で発見しておらず、今後も発見に向けて取り組む予定はない
- その他

## 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業と、環境分野のみで実施している企業の負の影響・リスクの発生源 (複数回答可)

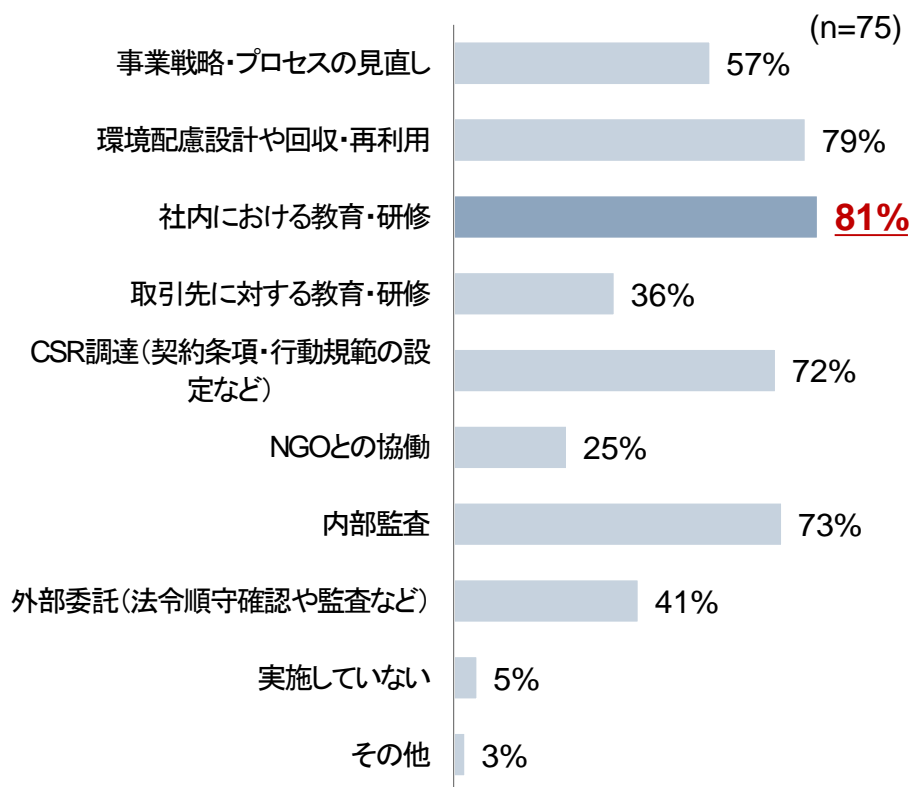
- (n=25) 環境分野及び人権分野の両方で、取組を実施している
- (n=8) 環境分野のみで、取組を実施している



# 負の環境影響・リスクの停止、防止、軽減策

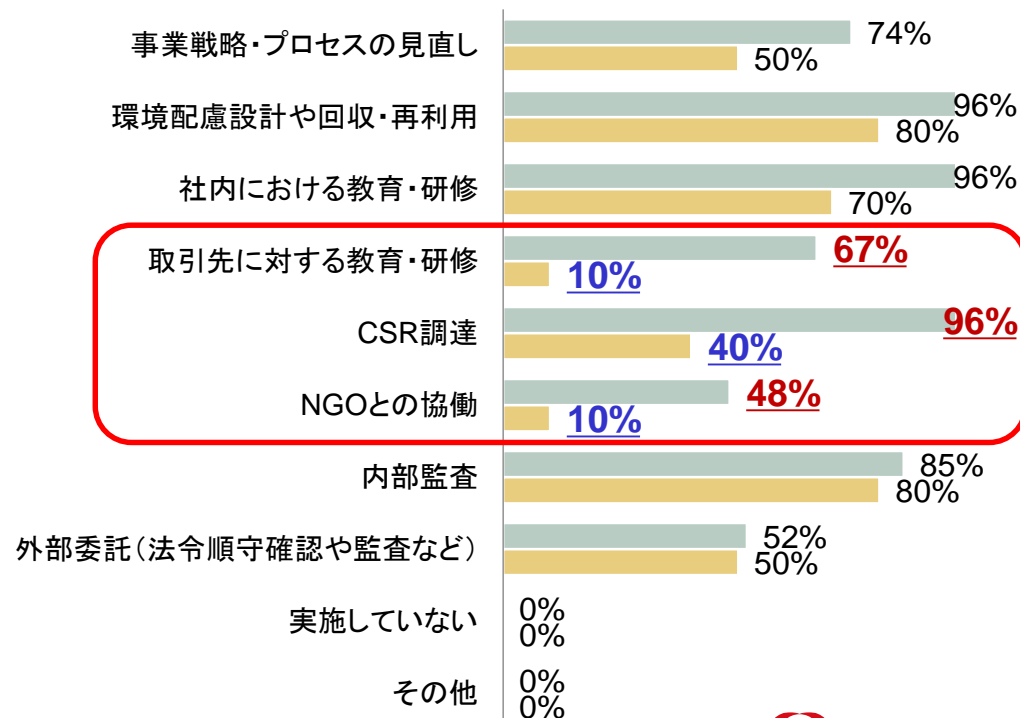
- 「社内における教育・研修」を選択した企業が最も多い(81%)。
- 「取引先に対する教育・研修」、「CSR調達」、「NGOとの協働」については、環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業の方が、実施率が高い。

## 実施している負の環境影響・リスクの停止、防止、軽減策 (複数選択可)



## 環境デュー・ディリジェンスの取組状況別の実施している負の環境影響・リスクの停止、防止、軽減策(複数回答可)

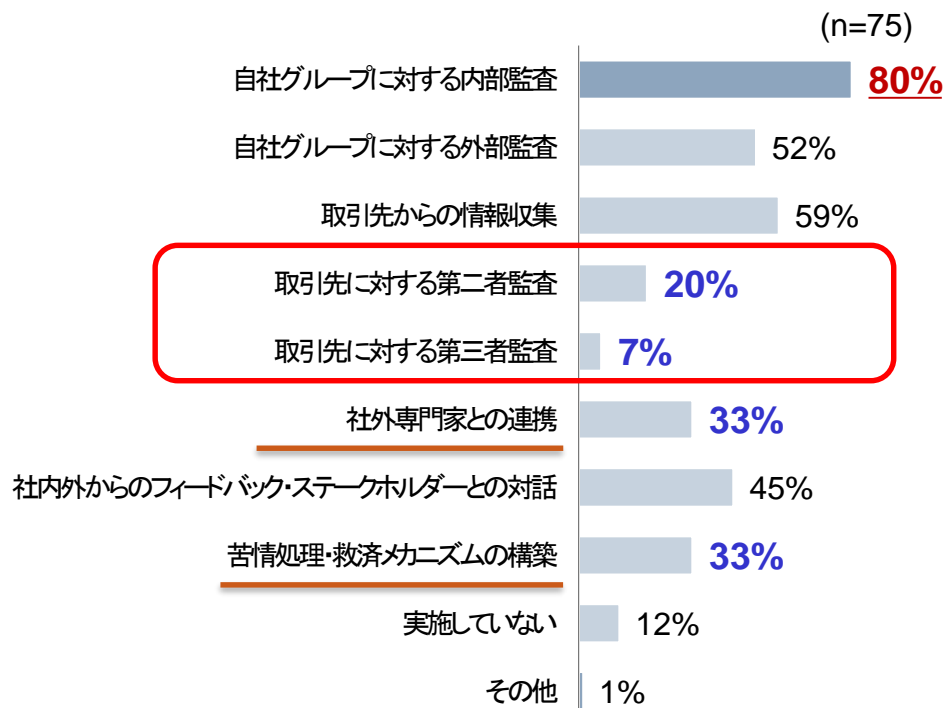
- (n=27) 環境分野及び人権分野の両方で、取組を実施している
- (n=10) 環境分野のみで、取組を実施している



# 停止、防止、軽減策の実施状況と結果の追跡調査

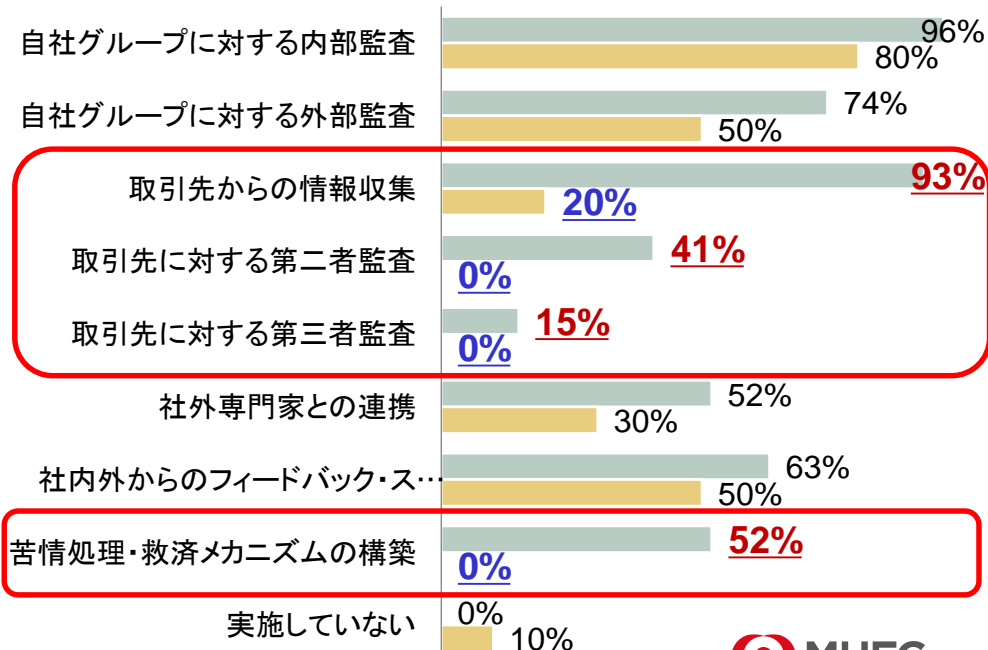
- 「自社グループに対する内部監査」が最も多い(81%)。他方、取引先への監査や、外部連携の実施率は低い。
- 環境と人権の両分野でデュー・ディリジェンスを実施している企業と環境分野のみで実施している企業では、「取引先からの情報収集」の実施率で特に差が大きい。また、環境分野のみの実施企業では、「取引先に対する第二者／第三者監査」や「苦情処理・救済メカニズムの構築」の実施率が0%だった。

実施している停止、防止、軽減策の実施状況と結果の追跡調査(複数選択可)



環境デュー・ディリジェンスの取組状況別の実施している停止、防止、軽減策の実施状況と結果の追跡調査(複数回答可)

- (n=27) 環境分野及び人権分野の両方で、取組を実施している
- (n=10) 環境分野のみで、取組を実施している

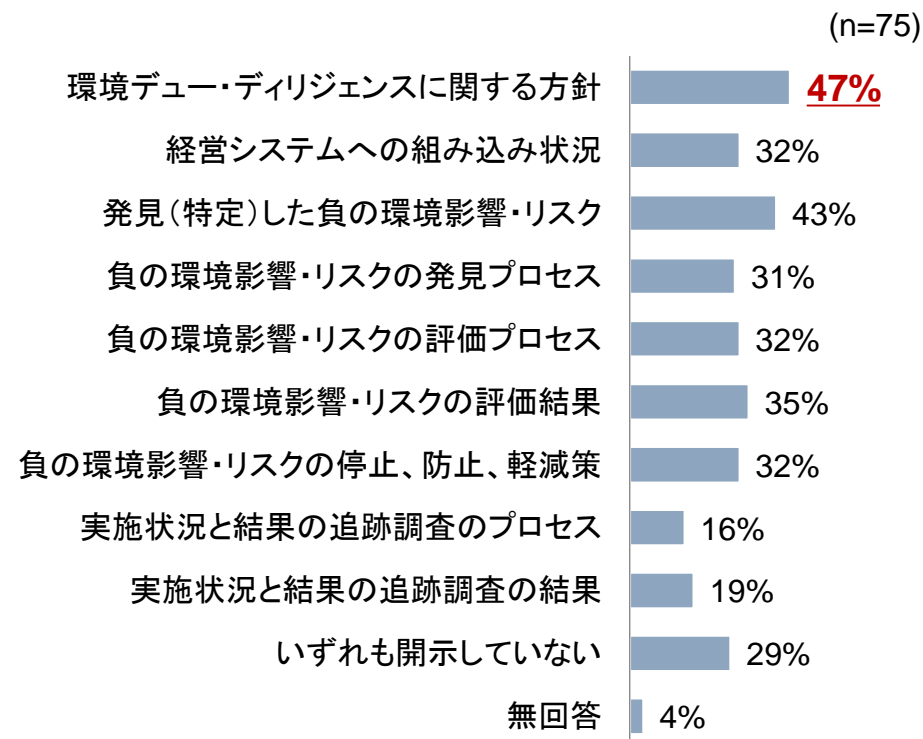




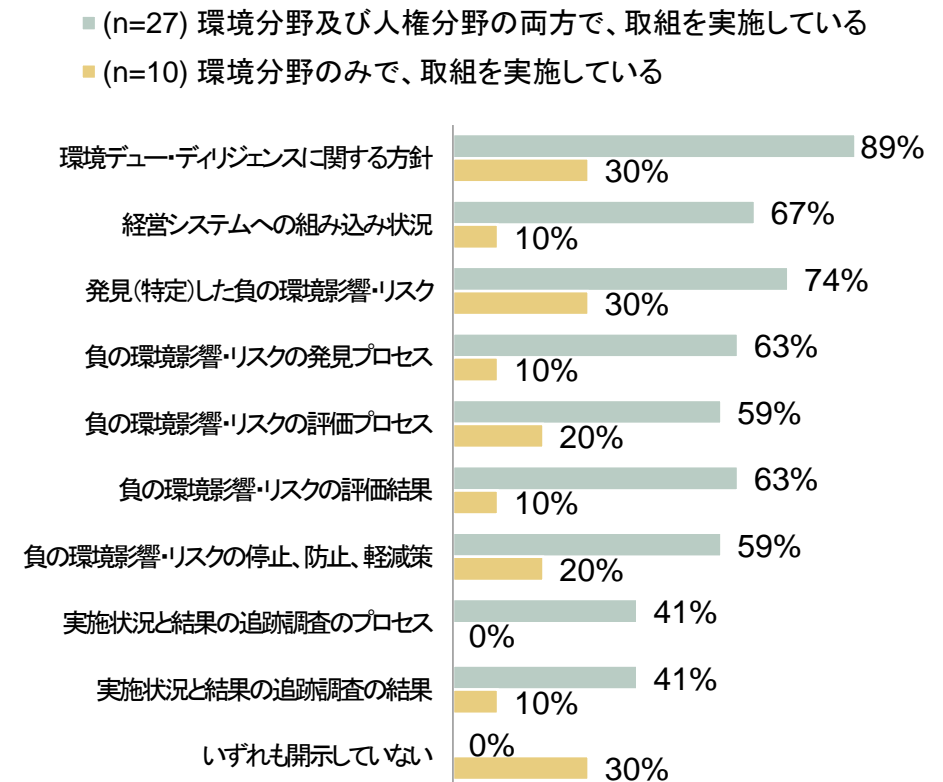
# 環境デュー・ディリジェンスに関する情報開示

- 「環境デュー・ディリジェンスに関する方針」を選択した企業が最も多い(47%)。
- いずれの項目についても、環境・人権分野の両方で取組を実施している企業は、環境分野のみで取組を実施している企業と比べて、情報開示を行っている割合が高かった。

環境デュー・ディリジェンスに関する情報開示項目  
(自社グループ対象)(複数選択可)



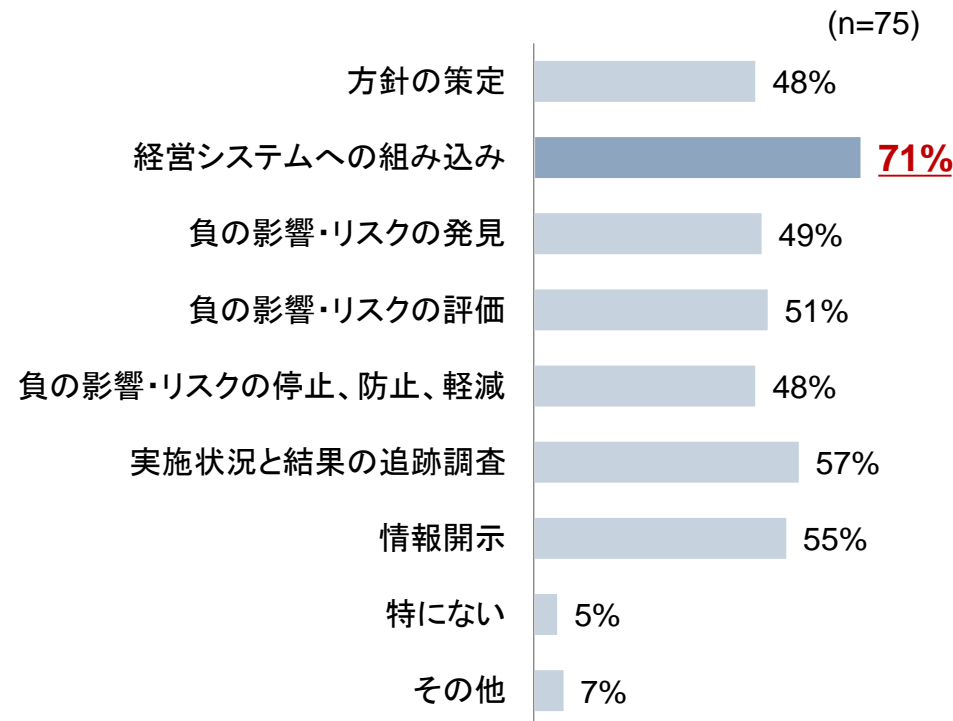
環境分野及び人権分野の両方で取組を実施している企業と  
環境分野のみで取組を実施している企業の情報開示項目(複数回答可)



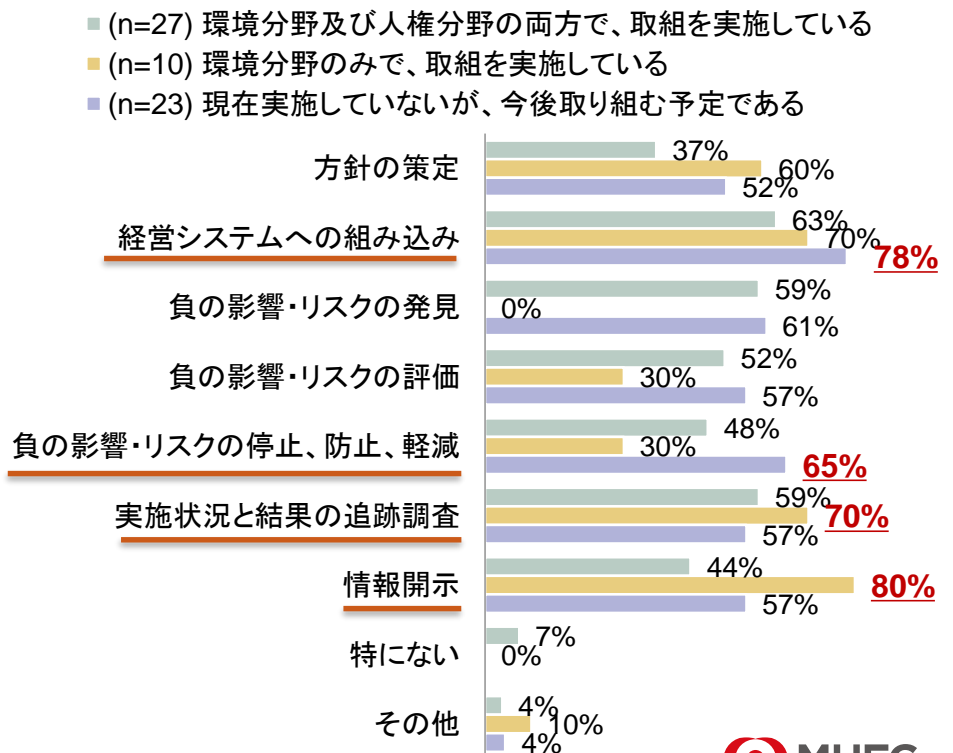
# 環境デュー・ディリジェンスにおいて課題に感じる要素

- 「経営システムへの組み込み」を選択した企業が最も多い(71%)。
- 環境分野のみでデュー・ディリジェンスを実施している企業は、「情報開示」(80%)、「実施状況と結果の追跡調査」(70%)の課題感が高い。
- デュー・ディリジェンスに今後取り組む予定の企業では、「経営システムへの組み込み」(78%)、「負の影響・リスクの停止、防止、軽減」(65%)が課題と感じている。

環境デュー・ディリジェンスにおいて課題に感じる要素  
(複数選択可)



環境デュー・ディリジェンスの実施状況別  
課題に感じる要素(複数回答可)



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
[www.murc.jp/](http://www.murc.jp/)